

愛歯国保 だより

みなさまの
心と体の
健康づくりを
お手伝い

No.2

2014.11

詳細はホームページを

<http://aishik.jp/>



Contents

第113回組合会が開催されました ————— P2
70歳未満の高額療養費自己負担限度額の見直し — P4
人間ドック(総合健診)医療機関追加のお知らせ — P5

適切な医療の受け方 ————— P6
国保の知識 よくある質問 ————— P7
こんなときは保険証が使えません ————— P8

◆ 平成25年度 歳入歳出決算 ◆

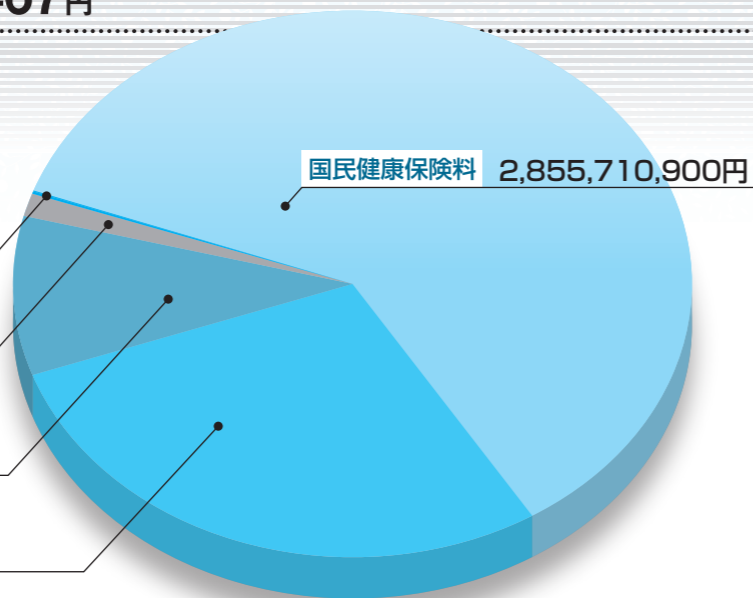


平成26年7月31日(木) ◆ 県歯会館 歯〜とぴあホール

第113回 組合会が開催されました

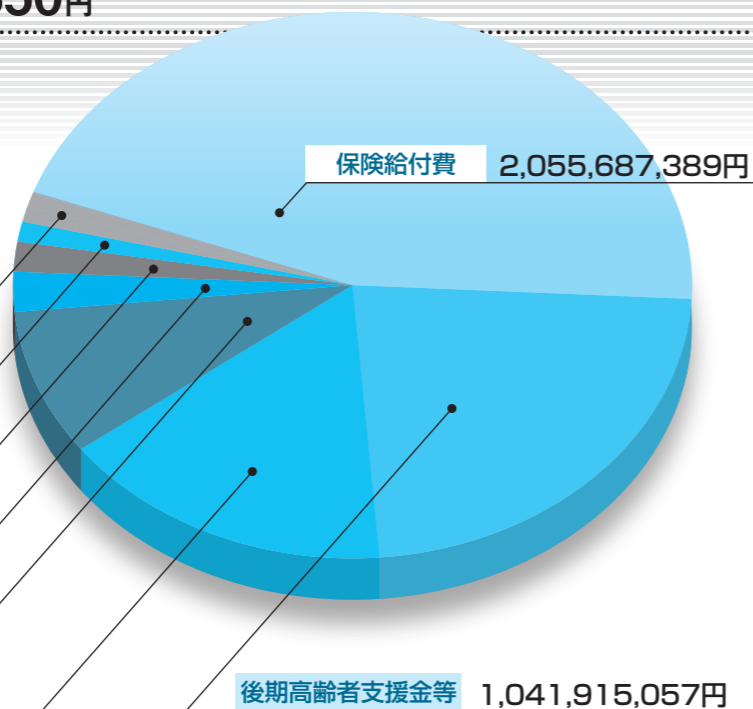
歳入 4,714,169,467円

諸収入	4,781,821円
財産収入	875,766円
共同事業交付金	67,583,000円
繰越金	443,732,389円
国庫支出金	1,341,485,591円



歳出 4,544,482,350円

積立金	40,000,000円
保健事業費	39,022,502円
組合会費	2,738,586円
老人保健拠出金	31,581円
総務費	53,991,346円
共同事業拠出金等	81,725,000円
諸支出金	105,446,732円
介護納付金	394,970,920円
前期高齢者納付金	728,953,237円



歳入歳出差引額 **169,687,117円** 単年度収支額 **△274,045,272円**

(剰余金の処分) 平成26年度会計へ繰越 **169,687,117円**

日本の医療費は毎年約1兆円ずつ増加しています。人口の高齢化や医療技術の進歩など様々な要因により社会保障に関する財政は危機的状況にあります。政府は増大する社会保障費に対処するため、また持続可能な社会保障制度を確立するため、国民会議において「プログラム法案を成立させ、その中で「所得水準の高い国保組合」に対する国庫補助の見直し」を掲げました。社会保障審議会医療保険部会での検討スケジュールでは、本年12月までに議論を取りまとめ、平成27年の通常国会に法案提出を目指すこととなっております。

平成25年度の愛知県歯科医師国保組合の歳入歳出決算につきましては、後期高齢者支援金、介護納付金等の拠出金増大の影響を受け、単年度実質収支において約2億3千円の赤字決算となりました。

本年度は、平成22年から続く赤字決算からの脱却を図り、保険料改定を実施させていただきましたが、前述のとおり国保組合に対する国庫補助の見直しにより、定率補助が削減されれば、更なる保険料の改定を迫られることとなります。

このような状況の下、組合運営は年々厳しいものとなっております。歯科医師とその従業員による相扶共済の理念に基づき、ご加入の皆様方にはなお一層健康管理に努めていただき、将来的にも持続可能な運営となるよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

理事長 齊藤 佳雄

平成25年度 こんな事業を実施しました

- 特定健診および保健指導 2,431名
- 健康診断受診補助 980名
- B型肝炎予防接種補助 11名
- 健康世帯への記念品贈呈 25世帯
- 契約保養所の利用 正組合員6名、その他5名

次の各議案が慎重審議の結果、 原案通り承認可決されました。

- 第1号議案**
平成25年度愛知県歯科医師国民健康保険組合歳入歳出決算の承認を求める件
併せて財産目録および備品目録の承認を求める件
- 第2号議案**
平成25年度愛知県歯科医師国民健康保険組合歳入歳出決算剰余金の処分(案)に関する件
- 第3号議案**
愛知県歯科医師国民健康保険組合保養所の利用及び健康診断等補助金支給規則の一部を改正する規則(案)に関する件

人間ドック(総合健診)医療機関追加のお知らせ

「補助金対象受診医療機関」が増えました。ご自分のため、ご家族のために1年に1回は受診しましょう。

健診機関名	国保組合加入者 ①	本年度中に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳に達する県歯会員で 愛知県歯科医師会福祉共済保険加入者		①②③④に 該当しない方 ④	
		国保組合加入者			
		正組合員 ②	正組合員以外 ③		
豊田厚生病院 豊田市浄水町伊保原500-1 TEL 0565(43)5000	22,400円	0円	10,400円	20,400円	32,400円
豊橋市民病院 豊橋市青竹町字八間西50番地 TEL 0532(33)6111	10,520円	0円	0円	8,520円	20,520円

割引契約保養所 について

9月末をもってコンフォートホテル(全国51カ所)は
廃止となりました。

調査ご協力ありがとうございました

組合員資格調査 保険証更新に伴い、組合員資格確認のため、みなさまに住民票の提出をいただきました。

所得調査 愛知県歯科医師国保組合に対する国庫補助額を適切に算定し、今後の医療保険制度改革の基礎資料として活用するため、5年に一度の厚生労働省による全国国保組合の被保険者に係わる所得調査が実施され、無作為抽出で約4,000名の方にご協力をお願いしました。

各調査にご協力いただきましたみなさま、ご理解・ご協力まことにありがとうございました。

取得・喪失などがあつたときは必ず14日以内に届け出を!

愛知県歯科医師国保組合への取得・喪失の届け出が遅れると、次のようなトラブルの原因となりますので
ご注意ください。困ってからでは遅すぎます。届け出は14日以内に!

1 取得の届け出が遅れると...

- 遅れた分の保険料を、さかのぼって納めなければならないことがあります。
- 遅れた期間にかかった医療費を、全額自己負担しなければならないことがあります。

2 喪失の届け出が遅れると...

- うっかり愛知県歯科医師国保組合の保険証を使うと、あとで愛知県歯科医師国保組合に医療費を返さなければならないことがあります。
- 新たに加入した職場の健康保険などと、愛知県歯科医師国保組合の両方に保険料を二重に納めてしまうことがあります。

届け出や保険料の納付などのルールを守り、大切な国保制度が健全に運営されるよう、
みなさまのご協力をお願いします。



平成27年
1月から

70歳未満の 高額療養費自己負担限度額 が見直されます

医療にかかる自己負担には限度額があり、その限度額を超えた額は
高額療養費として支給されています。これが高額療養費制度です。

現在、この高額療養費の自己負担限度額は低所得者、一般所得者、
上位所得者の3区分に分けて計算されていますが、平成27年1月から
は、より区分を細かくして計算されるようになります。



見直し前(現在)		見直し後	
70歳未満	月単位の自己負担限度額	70歳未満	月単位の自己負担限度額
上位所得者 (基礎控除後の 所得600万円超)	150,000円 + (医療費-500,000円) × 1% ※4ヵ月目からは83,400円	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1% ※4ヵ月目からは140,100円
一般所得者 (上位所得者・ 低所得者以外)	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% ※4ヵ月目からは44,400円	基礎控除後の所得 600万円超 ~901万円以下	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1% ※4ヵ月目からは93,000円
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 ※4ヵ月目からは24,600円	基礎控除後の所得 210万円超 ~600万円以下	変更なし
		基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円 ※4ヵ月目からは44,400円
		低所得者 (住民税非課税)	変更なし

愛知県歯科医師国保組合の ホームページを ご活用ください!

医療の受け方、
給付のことなどが
わかります

知りたい情報に
すぐアクセス!



申請書の
ダウンロードは
こちらから

資格取得・喪失届等、
各種申請書のダウン
ロードなど、役立つコン
テンツがたくさん。
ぜひご利用ください。

▶ <http://aishik.jp/>

国保の知識

よくある質問 & 答え

A **Q**

**法人歯科医院または、個人歯科医院で
適用除外を行っているところの
従業員の資格取得日は
どのようになりますか？**



愛知県歯科医師国保組合の資格取得日は、採用日、厚生年金加入日と同日になります。適用除外承認申請書の中の「適用除外を受けようとする年月日」の欄に、その日付を必ずご記入のうえ、資格取得届と住民票*と雇用契約書の「コピー」を国保組合事務局へご郵送ください。

*住民票：加入される方の住民票をおとりください。ただし、家族も加入する際は、世帯全員が記載されている住民票（続柄の記載があるもの）が必要になります。資格取得届及び適用除外承認申請書は、お電話で国保組合事務局までご請求ください。

A **Q**

**個人歯科医院の従業員の
資格取得日はどのようになりますか？**



資格取得届と住民票*と雇用契約書の「コピー」が愛知県歯科医師国保組合に到着した日付（受付日）より2週間までさかのぼることが出来ます。または、受付日以降のきりの日付を指定していただくことも出来ます。資格取得届は、「申請書類ダウンロード」よりダウンロード可能です。

*住民票：加入される方の住民票をおとりください。ただし、家族も加入する際は、世帯全員が記載されている住民票（続柄の記載があるもの）が必要になります。

A **Q**

**退職した従業員の
喪失証明書が欲しいのですが？**



これから資格喪失届と保険証を国保組合事務局にご郵送していただく場合は、資格喪失届の備考欄に、喪失証明書の発行希望の旨をご記入ください。送付先が歯科医院以外をご希望の場合は、送付先も併せてご記入ください。既に資格喪失届と保険証を国保組合事務局にご郵送済みの場合は、お電話でご連絡いただければ発行可能です。なお、資格喪失届と保険証が国保組合事務局に到着するまで、および、喪失日より前には、喪失証明書を発行できません。

A **Q**

**退職者の手続きは
どのようにすればよいですか？**



退職日まで退職者の保険証（家族分も含む）を回収していただき、資格喪失届に添付してご郵送ください。資格喪失届は、「申請書類ダウンロード」よりダウンロード可能です。資格喪失日は退職日翌日となり、保険証の使用ができるのは、退職日までとなります。

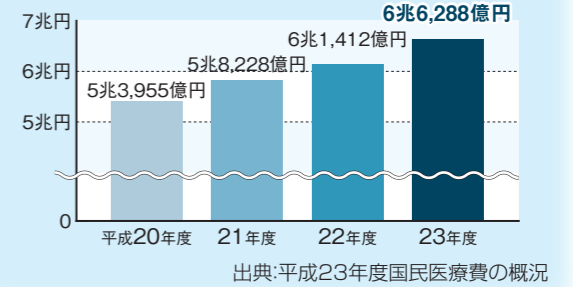
適切な医療の受け方を考える

ジェネリック医薬品

～国が利用促進を呼びかけ～



■薬局調剤医療費推計額の推移



わが国の薬局調剤医療費は、平成20年度に5兆3,955億円だったものが、平成23年度には6兆6,288億円と3年で1兆円以上増えています。医療費の伸びを抑えるため、国ではジェネリック医薬品の利用促進を呼びかけています。

ジェネリック医薬品って？

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後、先発医薬品と同じ有効成分で作られた医薬品のことです。後から作られるため「後発医薬品」とも呼ばれています。

どんなメリットがあるの？

- ◆開発コストがかからないため新薬より3～7割安い
- ◆新薬と同じ有効成分で作られているので効き目も新薬と同等
- ◆不安がある場合は「お試し調剤（分割調剤）」で様子を見ることが出来る

接骨院・整骨院

～保険証が使える範囲は限られています～



接骨院・整骨院は、「柔道整復師」と呼ばれる専門職による施術をする施設で医療機関ではありません。そのため、保険証が使える範囲は限られています。

使える場合

- 外傷性の骨折
- 脱臼
- 打撲
- 捻挫
- 挫傷（肉離れ等）



*骨折、脱臼については応急処置の場合を除き、医師の同意が必要です。

使えない場合

- 日常生活における単なる疲労、肩こり、筋肉疲労
- 病気（神経痛、リウマチ、五十肩、関節痛、ヘルニア等）が原因で起こる痛みやこり
- 脳疾患後遺症等の慢性病
- マッサージがわりの利用



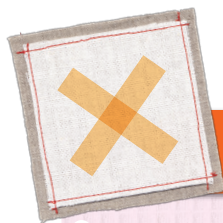
ご注意ください！

- 1 負傷の原因を正しく伝えてください。
- 2 療養費支給申請書は必ずご自身で署名してください。
- 3 領収証は大切に保存してください。
- 4 治療が長期にわたり、内科的要因が疑われる場合は一度医師へご相談ください。
- 5 医療機関での治療との重複受診はおこなわないでください。



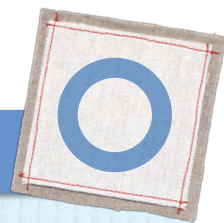
こんなときは 保険証が使えません

保険証が使えるのは、治療の必要が認められる状態のときです。
次のような場合は保険証が使えませんのでご注意ください。



保険証が使えない場合

- ▶ 仕事や日常生活にさしさわりのないソバカス、アザ、ニキビ、ホクロ、わきが など
- ▶ 回復の見込みがない近視、遠視、乱視、斜視、色盲 など
- ▶ 美容のための整形手術
- ▶ 身体の機能にさしさわりのない先天性疾患
- ▶ 予防注射や予防内服
- ▶ 健康診断、生活習慣病検査、人間ドック
- ▶ 正常な妊娠、出産
- ▶ 経済的理由による人工妊娠中絶



保険証が使える場合

- ▶ 治療を必要とする症状があるもの
- ▶ 視力に変調があって診てもらったときの診察、検査、眼鏡の処方箋
- ▶ けがの処置のための整形手術
- ▶ 美容のためでなく、社会通念上治療の必要があると認められるもの
- ▶ 感染している可能性がある場合の破傷風の予防注射 など
- ▶ 検査の結果、医師が必要と認めた場合の治療
- ▶ 妊娠高血圧症候群、異常出産など、治療する必要があるもの
- ▶ 経済的理由による場合以外の母体保護法に基づく人工妊娠中絶

こんなときは 保険証が使えますが

愛知県歯科医師国保組合に届け出が必要です

- ▶ 交通事故にあった
- ▶ 他人の飼い犬などにかまれた
- ▶ 看板などが倒れてケガをした
- ▶ 他人から暴力を受けた
- ▶ 外食で食中毒になった



第三者の行為によって病気やケガをした場合も、国民健康保険で治療を受けることはできますが、その治療費は加害者が負担すべきものです。愛知県歯科医師国保組合は治療費を一時的に立て替え、あとから加害者に負担した分を請求します。

このような場合は、必ず「第三者行為による被害届」を愛知県歯科医師国保組合に提出してください。また、示談をする場合は必ず愛知県歯科医師国保組合にご相談ください。



撮っておきの1枚

カワセミの巣立ち。巣穴から外に出て2日後のシーンです。カワセミは崖の土の中に穴を掘り、巣を作ります。左の黒っぽい2羽が雛、右の親より給餌を受けた後もっと餌をちょうだいと請求しているところですが何か話をしているようです。

◆撮影データ
レンズ: BORG71 FL
カメラ: Pentax K3

(Photo: 愛歯国保 丹羽慶繁)